

2015年
3月号

- トピックス
- I 海外からの借入れに関する規制の差替えーインドネシア
 - II 韓国における「不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律」の制定について
 - III 日系企業のタイ進出に当たっての検討ポイント(非公開会社におけるポイント)
 - IV ベトナム投資法及び企業法の改正 第2回(全3回)

I 海外からの借入れに関する規制の差替えーインドネシア

執筆者: 吉本祐介、杉本清

インドネシアの中央銀行であるインドネシア銀行は、2014年10月29日、インドネシア国外からの負債に関する規則(以下「旧規則」といいます。)を制定していました。しかしながら、インドネシア銀行は、旧規則の施行日(2015年1月1日)の直前である2014年12月29日に旧規則を廃止し、新たな規則16/21/PBI/2014(以下「新規則」といいます。)を制定しました。インドネシア銀行は、翌30日に新規則の内容を説明する通達を出しています。新規則は、2015年1月1日に施行されています。旧規則について説明した2014年11月ニューズレターについての問い合わせが多数あったことから、新規則についても説明します。

1. 新規則制定の背景

旧規則に対しては、金融機関やインドネシア進出企業などから、規制の対象範囲が広すぎるといった批判がなされていました。そのため、インドネシア銀行は、旧規則制定直後から改訂作業を検討していたようです。

2. 新規則における規制

新規則においても、海外からの負債について、以下の3つの規制を遵守する必要があることには変わりはありません。いずれの規制も海外からの外貨建て負債を有する銀行以外のインドネシア企業(以下「対象企業」といいます。)に適用されます。

- ① ヘッジ比率に関する規制
- ② 流動性比率に関する規制
- ③ 格付け取得義務



【電車の上に乗る人々】

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

新規則における改正点は、主に以下になります。詳細は下記をご覧ください。

- ・ 外貨建て資産に、一定の受取債権と棚卸資産が含まれた(①②)。
- ・ 外貨建て負債に、一定の貿易信用が含まれた(①②)。
- ・ 2017年1月1日以降、ヘッジはインドネシアの銀行を通じて行わなければならないとされた(①)。
- ・ ヘッジが必要な債務が10万ドル以下の場合、ヘッジ義務が免除されることになった(①)。
- ・ 米国ドル建てで財務諸表を作成している会社については、一定の要件を満たせばヘッジ義務が免除されることになった(①)。
- ・ 格付け取得義務について、一定の場合には、債務者ではなくその親会社の格付けを利用できるものとされた(③)。
- ・ 格付け会社の範囲が拡張された(③)。
- ・ 制裁の開始時期が2015年第4四半期になった(①②③)。

(1) ヘッジ比率に関する規制

対象企業は、対象となる負債の弁済期に応じ、以下の2つの異なる算式で計算される金額をスワップなどによりヘッジする必要があります。

計算式 A

$$-(X-Y) \times 25\%$$

X: 外貨建て流動資産(当該四半期の末日から3ヶ月以内に弁済期を迎える一定の資産を含む)

Y: 当該四半期の末日から3ヶ月以内に弁済期を迎える外貨建て負債

計算式 B

$$-(\alpha - \beta) \times 25\%$$

α : 外貨建て流動資産(当該四半期の末日から3ヶ月以降6ヶ月以内に弁済期を迎える一定の資産を含む)

β : 当該四半期の末日から3ヶ月以降6ヶ月以内に弁済期を迎える外貨建て負債

上記のうち、外貨建て流動資産には、現金、預金、市場性証券、通貨フォワード、スワップ及びオプションに基づく権利などが含まれます。通貨フォワードは、当該四半期以内に締結されたものはヘッジとして扱われ、外貨建て流動資産の計算から除外されますが、当該四半期以前に締結されたものについては、弁済期に応じて外貨建て流動資産に含まれます。受取債権は、旧規則では外貨建て流動資産に含まれていませんでしたが、新規則では2015年7月1日以前の売買契約に基づく一定の売掛債権も弁済期に応じて外貨建て流動資産に含まれることになりました。さらに、一定の要件を満たす輸出企業の棚卸資産についても、外貨建て流動資産に含まれることになりました。

また、新規則では、 $-(X-Y)$ 又は $-(\alpha - \beta)$ の値が基準値である10万ドルを下回る場合には、ヘッジ義務が免除されることになりました。

他方、旧規則では外貨建て負債に貿易信用は含まれていませんでしたが、新規則では貿易信用も含まれることとなり、国外貿易を中心に活動する企業にとって負担が大きくなるものと思われます。

なお、計算式A・Bいずれにおいてもヘッジが必要な比率は、2015年12月31日までは25%ではなく、20%となります。

(具体例)

A社の財務状況は、2016年3月31日現在、以下の通りであるとします。

(資産)

米国ドル現金: 1 万ドル

外貨建て売掛債権 A(2015 年 12 月締結、2016 年 6 月末日弁済): 2 万ドル

外貨建て売掛債権 B(2015 年 6 月締結、2016 年 6 月末日弁済): 3 万ドル

通貨フォワード A(2016 年 3 月締結、決済日 2016 年 6 月末日): 4 万ドル

通貨フォワード B(2015 年 12 月締結、決済日 2016 年 6 月末日): 5 万ドル

(負債)

2016 年 6 月末日弁済期の外貨建て負債: 15 万ドル

2016 年 9 月末日弁済期の外貨建て負債: 25 万ドル

計算式 A に基づきヘッジが必要な金額ですが、以下のとおり基準値である 10 万ドルを下回っているため、ヘッジは不要ということになります。なお、売掛債権 A は 2015 年 7 月 1 日以降に締結された契約によるもののため考慮されず、通貨フォワード A はヘッジとして扱われるため考慮されないこととなります。

$$-(1 \text{ 万ドル} + 3 \text{ 万ドル} + 5 \text{ 万ドル}) - 15 \text{ 万ドル} = 6 \text{ 万ドル} < 10 \text{ 万ドル}$$

(2) 流動性比率に関する規制

流動性比率は、以下の算式で計算されます。対象企業は、流動性比率を 70%以上(2015 年 12 月 31 日までは 50%以上)としなければなりません。

$$X' \div Y$$

X': 外貨建て流動資産(当該四半期の末日から 3 ヶ月以内に弁済期を迎える一定の資産を含む。なお通貨フォワードについて、ヘッジ比率に関する規制とは異なり、当該四半期に締結されたものも含む)

Y: 当該四半期の末日から 3 ヶ月以内に弁済期を迎える外貨建て負債

(3) 格付け取得義務

対象企業は、新規則が定める格付け以上の格付けを取得しなければなりません。新規則は、格付け会社の範囲を拡大し、日本格付研究所による格付けも含まれています。旧規則においても、リファイナンスの場合やインフラプロジェクトに関する場合には、一定の要件を満たせば格付けを取得する必要はありませんでしたが、新規則では、以下の場合に親会社の格付けを利用することができるといった例外も設けられました。

- ① 親会社から外貨建て債務を借り入れている場合
- ② 親会社が外貨建て債務を保証している場合
- ③ 商業活動開始後 3 年以内の会社の場合

なお、この格付け取得義務は、2016 年 1 月 1 日以降に締結又は実行された契約から適用されることとなります。

3. 新規則違反の制裁

新規則違反の制裁は、従前と同様、インドネシア銀行から警告状の発行になります。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.yoshimoto@jurists.co.jp

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部及び米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。日本企業のインドネシア進出、コンプライアンス問題などを幅広くサポート。



すぎもと きよし
杉本 清

西村あさひ法律事務所 弁護士

ki.sugimoto@jurists.co.jp

2006 年より総合商社でインドネシア市場を担当し、同国にて 1 年半の語学・実務研修を経験。退職後、2014 年弁護士登録、西村あさひ法律事務所入所。

Ⅱ 韓国における「不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律」の制定について 執筆者：森本大介、金映珉

1. はじめに

2015 年 3 月 3 日付けで、「不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律」(いわゆる「金英蘭法」¹、以下「本法律」といいます。)が、韓国国会の本議会で可決され成立しました。本法律は、公布後 1 年 6 ヶ月を経過した日から施行されることとなります。

米国の Department of Justice(DOJ)による、米国外企業に対する Foreign Corrupt Practices Act(FCPA)違反の積極的な摘発に見られるよう、世界的に贈賄防止の気運が高まっている中、韓国においてもこのような世界的な流れを受け、本法律が成立しました。

従来の腐敗防止法制に比して処罰範囲が拡大された主な点としては、①客体が公務員等に限定されず、一部の民間人も含まれる点、②金品等の提供を伴わない場合であっても処罰され得る点、③一定額を超える金品等の授受については、職務関連性の有無を問われず処罰される点、④罰則規定が設けられ、個人のみならず法人も処罰され得る点が挙げられます。

2. 本法律の規制内容

本法律は、公職者等の公正な職務遂行を確保する等の目的から、公職者等に対して不正な請託をすること、また公職者等又は公職者等の配偶者に対してその名目にかかわらず金品等を提供すること等を禁止しています²。

(1) 不正請託の禁止等

ア 行為の主体と客体

本法律は、「誰でも」直接又は第三者を通じて職務を遂行する「公職者等」に「不正請託」をしてはならないとしています³、日本企業や日本人も対象になり得ます。

「公職者等」とは、次のいずれかに該当する公職者又は公的業務従事者をいいます⁴(以下同様)。

- ① 「国家公務員法」又は「地方公務員法」による公務員及びその他の法律により公務員と認められた者
- ② 「公職者倫理法」第 3 条の 2 及び「公共機関の運営に関する法律」第 4 条における公職有関団体(韓国銀行、公

¹ 2012 年に金英蘭氏(元国民権益委員長であり、元韓国大法院(日本の最高裁判所に該当)裁判官)が提案したことによって命名されました。

² 本法律では、贈賄行為及び収賄行為の双方を規定していますが、日本人又は日本企業にとって専ら問題となるのは、贈賄行為であることから、本稿においては贈賄行為のみを取り上げています。

³ 本法律第 5 条第 1 項

⁴ 本法律第 2 条第 2 号

企業等)の長及び役職員

- ③ 「初・中等教育法」、「高等教育法」、「幼児教育法」及びその他の法令により設置された各級学校の長及び教職員並びに「私立学校法」における学校法人の役職員
 - ④ 「言論仲裁及び被害救済等に関する法律」第 2 条第 12 号における言論社の代表者及び役職員
- 上記③や④のように、いわゆる公務員ではない民間人(公的業務従事者)についても本法律上は、贈賄の客体となっている点に注意が必要です。

イ 禁止行為

本法律において禁止される「不正請託」としては、下記を含め 15 類型が定められていますが⁵、各類型においては一部抽象的な文言が用いられており、その概念は必ずしも明確ではありません。

- ① 法令等に一定の要件が定められ、申請を受けて処理する職務につき、法令に反して処理させる行為
- ② 各種行政処分等につき、法令に反して軽減・免除させる行為
- ③ 職務上の秘密を法令に反して漏洩させる行為
- ④ 法令等に反して特定団体等を契約当事者に選定させる行為又は脱落させる行為等

ウ 処罰規定

行為類型	処罰の内容 ⁶
第三者のために公職者等に対し不正請託をした者	2000 万ウォン以下の過料
第三者を通じて公職者等に対し不正請託をした者	1000 万ウォン以下の過料

※ いずれも両罰規定あり⁷。

(2) 金品等⁸の授受禁止等

ア 行為の主体と客体

本法律は、「誰でも」「公職者等又はその配偶者」に対し、金品等を提供し、提供の約束又は意思表示をしてはならないとしています⁹。

金品等の授受の禁止については、公職者等のみならずその配偶者も客体に含まれる点において、その客体が広がっていますので、注意が必要です。また、公職者等が受領した金品等の価額が 1 回に 100 万ウォン又は会計年度毎に 300 万ウォンを超えない場合、公職者等の職務との関連性が立証された場合に限って裁判所の過料が科されるのに対し、金品等の価額が当該金額を超えた場合は、公職者等の職務との関連性を立証することなく刑事責任が問われ、罰金刑が科されるという点において、公権力側の立証責任が緩和されています。

イ 処罰規定

行為	処罰内容 ¹⁰
1 回に 100 万ウォン又は会計年度毎に	3 年以下の懲役又は 3000 万ウォン以下の

⁵ 本法律第 5 条第 1 項の各号。なおその例外として、公職者等に対して特定の行為を公開的に求めること等社会通念上許容されると認められる行為として同条第 2 項の各号に 7 類型が定められています。

⁶ 本法律第 23 条第 2 項、同条第 3 項

⁷ 本法律第 24 条

⁸ ①金銭、有価証券、不動産、会員権等の一切の財産上の利益、②飲食等の接待等又は宿泊等の便宜提供、③債務の免除その他の有・無形の経済的な利益のいずれかに該当するものをいうとされています(本法律第 2 条第 3 号)。

⁹ 本法律第 8 条第 5 項。なお、その例外として、公職者等の外部講演等に対する一定金額以下の謝礼金提供等社会通念上許容されると認められる行為として本法律第 8 条第 3 項各号に 9 類型が定められています。

¹⁰ 本法律第 22 条第 1 項第 3 号、第 23 条第 5 項第 3 号

300 万ウォンを超える金品等の提供等	罰金
1 回に 100 万ウォン又は会計年度毎に 300 万ウォンを超えない金品等の提供等	金品等の価額の 2 倍以上 5 倍以下の過料

※ いずれも両罰規定あり¹¹。

3. まとめ

本法律については、①「公職者等」に公務員等だけでなく、教育や言論という民間部門の関係者(公的業務従事者)も含まれている点で、その対象は広範に及びます。また、②「不正請託」の概念が必ずしも明確ではないことについては、韓国憲法上の言論の自由や平等原則、明確性の原則等に反するおそれがあるとの指摘もなされています。さらに、③一定の金額を超える金品等の授受があった場合においては「職務関連性」の立証が不要となった点については、検察等の公権力による捜査の範囲が広範に及んでしまうおそれがある等の問題点も指摘されています。このように色々問題が指摘されているところではありますが、本法律については、既に国会で可決され成立しましたので、後は施行を待つ状態となりました。



【韓国の国会議事堂】

韓国でビジネスを展開する日本企業においては、今後本法律及び関連する大統領令等の内容を正確に確認し、コンプライアンス体制を整備、強化していくことが重要であると考えられます。



もりもと だいすけ
森本 大介

西村あさひ法律事務所 弁護士

d.morimoto@jurists.co.jp

2001年弁護士登録。2007-2008年 Kirkland and Ellis LLP(シカゴ及びロサンゼルス)勤務。国内外の M&A やコーポレートガバナンス対応などのコーポレート案件、FCPA を初めとする各国贈賄防止法規対応や社内調査を含む危機管理案件、国内及びクロスボーダーの訴訟・紛争案件など、企業法務全般を担当。海外での事業展開を行う日本企業に対する進出・撤退時のアドバイスや現地で発生したコンプライアンス問題対応へのアドバイスなどに、豊富な経験を有する。



キム ヨンミン
金 映珉

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.kim@jurists.co.jp

韓国ソウル出身。2008年慶應義塾大学法務研究科に留学。2012年弁護士登録、2015年西村あさひ法律事務所入所。

Ⅲ 日系企業のタイ進出に当たっての検討ポイント(非公開会社におけるポイント) 執筆者: 小原英志、下向智子

1. 進出形態と設立手続

タイ進出を考えている日系企業から「どのような事業体で進出するのがベストか」という質問をよく受けます。タイでビジネスを行う場合の事業体としては、個人事業主、パートナーシップ、支店、駐在員事務所、株式会社といった種類が考えられますが、営業

¹¹ 本法律第 24 条

活動を行う場合にはほとんどの企業が株式会社(非公開会社)を選択します。

まずは駐在員事務所を設立し様子を見て非公開会社の設立を検討という話も聞きますが、駐在員事務所の活動は国際貿易業(情報収集、広報等)に限定されており、営利目的の事業活動ができませんので、営業活動を行う場合は非公開会社を設立することが一般的な方法となります。

非公開会社はタイ民商法典に則って設立され、設立手続は①商号予約、②基本定款の登記、③創立総会の開催、④会社の登記という流れで進みますが、関連書類が全て整っていれば②から④を同日に行うことができるため、早ければ数日で非公開会社を設立することも可能です。

以下、日本とタイで非公開会社に関して大きく制度が異なる点に絞って検討ポイントを説明します。

2. 登録資本金制度と登録資本金額

タイでは日本における授權資本制度の概念がなく、登録資本金制度がとられています。日本の現行会社法においては、資金調達を容易にするため定款に定める株式数(発行可能株式総数・授權株式数)の範囲内で新株を発行できるとされており(授權資本制度)、会社設立時には発行可能株式総数(授權株式数)の4分の1以上を発行することが求められています。一方、タイの非公開会社は、登録資本金額(発行する株式総数に額面価格を掛け合わせた額)を定め、会社設立時に全株式を発行し、各株式について額面価格の25%以上の払い込みを行うことで会社が設立されます。未払の額については、設立後、取締役から株主に払い込み請求がなされ、それに応じて払い込まれていくこととなります。日本の授權資本制度とタイの登録資本金制度の大きな違いは、タイでは会社設立に当たって全株式が発行された時点で法的に登録資本金額に満つるまでの支払義務が株主に生じて



【観光客を乗せるゾウ】

おり、ただその支払期限が猶予されているだけであるという点です。25%以上の払い込みを行えば、株主は当該株式に係る権利を行使することができますが、取締役から払い込み請求がなされたにも関わらず支払が行われなかった場合には、一定の条件のもと株式は没収され競売にかけられることとなります。

登録資本金額の最低額は15バーツ(民商法典上最低資本金額は設けられていませんが、1株当たりの額面が5バーツ以上とされており、株主が最低3名要求されるため、事実上15バーツが最低額となっています)ですが、外国人がタイで働くためのワークパミット1通につき最低200万バーツの登録資本金の払い込みを行う必要があるため、実際の日系企業の現地法人の登録資本金額の設定に当たっては、タイに駐在する予定の日本人数に応じて金額を検討する必要があります。

3. 株主構成に関して留意すべき法規制

タイでは、非公開会社の場合3名以上の株主を設置することが義務づけられており、これを下回った場合には裁判所により解散命令が出される可能性があります。日系企業の進出に当たっては、この3名以上の株主をどう構成するかがポイントとなります。

大きな分水嶺は、外国人事業法上のタイ企業、すなわちタイ資本を過半数とするか、そうでない外国企業となるかの選択です。タイには様々な外資規制があり、中でも外国人事業法による規制が重要ですが、純粋な製造業以外の事業については外国人事業法上の「外国企業」(タイ資本が半数以下の企業)が行うことが原則として規制されており、事業を実施するためには外国人事業許可やタイ投資委員会(BOI)の恩典付与を受けなければなりません。一方、外国人事業法上の「タイ企業」(タイ資本が過半数)となった場合には、外国人事業法の適用がないため実施できる事業に幅が広がりますが、会社の利益は株主に公平に分配されることが原則となるため、日系企業への利益の環流が小さくなるというデメリットがあります。

また、外国人事業法とは別の根拠法による規制として、土地法において、タイでは外国企業(タイ資本が51%未満又は外国人株主が全株主の過半数)による土地所有は一般に規制されています。従って、会社が土地保有を予定している場合には、原則としてタイ資本51%以上、タイ人株主が半数以上の建付とする必要があります。

なお、タイ人やタイ企業の名義を借りて株式を保有させ、実質的には外資が出資するという「名義貸し」については近年取り締まりも強化されていますので注意が必要です(違反した場合、刑事罰が科される可能性があります)。

4 サイン権限取締役の選任

タイでは日本の代表取締役の制度はなく、登記上のサイン権限のある取締役(Authorized Director)とサイン権限のない取締役の2種類の取締役が存在します。サイン権限があるとは、サインをした契約書等が会社に拘束力を及ぼすことを意味します。名刺に Managing Director 等の肩書きが付されていてもそれはあくまで呼称にすぎず、登記上のサイン権限のある取締役でない場合にはサインをした契約書等が無効(会社に拘束力を及ぼさない)となります。従って、誰をサイン権限のある取締役に任命するかは会社運営のコントロール上大変重要です。

サイン権限の登記は会社の実情に応じてアレンジが可能で、1名とすることも複数名とすることもでき、例えば日本企業とタイ企業の合弁会社において、日本企業が選出した取締役のうち1名とタイ企業が選出した取締役のうち1名のダブルサイン(共同署名)といったアレンジも可能です。また、社印の押印がサインに併せて必要である旨登記することもできます。

日本に居住する日本人がサイン権限のある取締役である場合など、サイン権限のある取締役が実際にサインを行うことが難しい(又は日数を要する)場合は、委任状を出して、例えば日常業務に関する事項に限ってはタイに常駐する現地法人の日本人又はタイ人の役員や従業員にサイン権限を与えることも可能です。

以上の点以外にも、日本とタイでは法令・制度に様々な相違点があり、またタイでは昨今の軍事政権下で法改正が頻繁に行われていますので、進出の検討に当たってはタイの制度を十分調査した上で進出形態や事業内容を固める必要があります。



おばら ひでし
小原 英志

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所代表 弁護士

h.obara@jurists.co.jp

2013年7月バンコク事務所設立とともに、同事務所代表就任。2008年～2009年 三菱東京 UFJ 銀行米州法務室(在ニューヨーク)、2011年～2013年 タイ Tilleke & Gibbins に出向。現在はバンコクを拠点として、タイ王国を中心とした東南アジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。



しもむかい ともこ
下向 智子

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 弁護士

t.shimomukai@jurists.co.jp

2010年弁護士登録。1999年～2005年厚生労働省。2014年9月よりバンコク事務所にて勤務、日系企業のタイへの進出案件や進出後の事業展開に関する業務に携わる。

IV ベトナム投資法及び企業法の改正 第2回(全3回)

執筆者: 武藤司郎、福沢美穂子、Truong Huu Ngu

1. はじめに

本ニューズレターでは、先号に引き続き、企業法の改正の中で特に外国投資家の関心が高いと思われる改正項目を紹介いたします。

2. 会社印の自由化

現在、ベトナムにおいて会社印(corporate seals)は、契約書や当局関係書類はもとより、請求書等の取引関係書類にも頻りに押印されていますが、自由に作成及び保管することは認められておらず、所定の形式で作成した上で管轄公安に登録し、本社で

保管する必要があるため、不便を感じることも多いように思われます。新企業法¹²では、会社印は法令上押印が必要な場合又は取引当事者が会社印の使用につき合意した場合に使用されることとされ、会社印の形態、数及び内容は会社が決定できることとなり、会社印の保管方法は定款で定めることとなりました¹³。今後は、例えば、会社が2つ目の会社印を自由に作成して本社以外で保管することも可能となり、実務上、頻繁に必要となる会社印の押印に柔軟に対応することができるようになる可能性があります。もともと、詳細に関する規則は政府が制定することとされていますので¹⁴、今後の下位規則の動向にも注意が必要です。

3. 法定代表者の人数

現在ベトナムでは、1つの会社を代表する者として1名の法定代表者(legal representative)のみが認められており、当該法定代表者はベトナムに居住する必要がありますが、新企業法では有限会社又は株式会社は1名以上の法定代表者を設けることができるようになり、法定代表者が複数の場合は、少なくとも1名の法定代表者がベトナムに居住すれば良いこととなりました¹⁵。これにより、例えば、日本企業のベトナム子会社の法定代表者につき、現地の居住者とともに日本の親会社の社員も共同代表者となることができるようになりました。なお、法定代表者の具体的な権利義務は定款で定めることとされていますので、共同代表としての権利義務の内容も、基本的には定款で定めることになると考えられます。

4. 定款資本の出資期限

現行法上、有限会社の出資者は投資証明書の発給から36ヶ月以内、株式会社の場合は投資証明書の発給から90日以内に全額を出資する必要がありましたが、新企業法では、有限会社及び株式会社ともに、企業登録証明書の発給日から90日以内に全額を出資する必要があることとされましたので¹⁶、今後は、有限会社の投資スケジュールが短縮された点には留意が必要となります。

5. 定足数及び決議要件

新企業法では、2名以上有限会社の社員総会及び株式会社の株主総会の定足数及び決議要件が以下の表のように緩和されました。これにより、株式会社については、日本の株式会社における株主総会の決議要件に近い要件での決議が可能となりました¹⁷。

*下線部は変更箇所

会社の種別	2名以上有限会社(社員総会)		株式会社(株主総会)	
	現行企業法	新企業法	現行企業法	新企業法
定足数				
(第1回目招集)	75%以上	65%以上	65%以上	51%以上
(第2回目招集)	50%以上	50%以上	51%以上	33%以上
(第3回目招集)	下限なし	下限なし	下限なし	下限なし
決議要件				
普通/特別決議	65%以上/75%以上	65%以上/75%以上 (*)	65%以上/75%以上	51%以上/65%以上
書面決議の場合	75%以上	65%以上	75%以上	51%以上

(*)但し、定款で別途の決議要件を定めることができる。

¹² Law on Enterprises (Law No.68-2014-QH13)

¹³ 新企業法第44条

¹⁴ 新企業法第44.5条

¹⁵ 新企業法第13条

¹⁶ 新企業法第48条、第74条及び第112条。

¹⁷ 新企業法第59条、第60条、第141条及び第144条

なお、新企業法上、2名以上有限会社の社員総会の決議要件は、「定款に別途定めがない限り」上記の表のとおりとされているため、定款で例えば普通決議 51%以上、特別決議 65%以上の賛成を要すると定めることで、株式会社と同様の決議要件とすることが可能であるように思われます。もっとも、定款で定めればいかなる割合であっても有効であるとは限らず、例えば、普通決議につき 51%以下の割合を定めた場合(例えば、10%以上の賛成で可決できるとした場合)は、当該定款規定の有効性に疑義が生じる又は当局に受け入れられない可能性もあるため、定款で規定できる決議要件の範囲については今後の運用を注視する必要があります。

なお、上記はあくまで下限であり、定款により上記の要件を引き上げることはできます。従って、現在の定款において、上記の要件より多い割合が定められている場合(例えば、株式会社の株主総会について、現行企業法に基づき、定款上、普通決議 65%以上、特別決議 75%以上の賛成を要すると定められている場合など)は、別途定款変更を行わない限り、引き続き当該定款の定めが適用される点には留意が必要です。

6. 株主代表訴訟

新企業法では、(a)2名以上有限会社の出資者は、出資比率を問わず、社員総会議長、社長、法定代表者その他の管理者に対して、また、(b)株式会社の株主は、6ヶ月間継続して普通株式の数の1%以上を保有している場合は、取締役会を構成する取締役全員又は社長に対して、それぞれ株主代表訴訟を提起できるとされており¹⁸、株主の保護が拡充されています。

7. 関係者間取引

現行企業法では、株式会社について、普通株式総数の35%以上を保有する株主、その委任代表者及びそれらの関係者と会社との取引が関係者間取引の1つとして挙げられており、会社の最終の貸借対照表上の総資産の50%(又は定款でより少ない比率を規定した場合は当該比率)以下に相当する価値のある契約又は取引の場合は取締役会で、その他の場合は株主総会で、それぞれ承認を得ることが必要とされています¹⁹。

これに対し、新企業法では関係者間取引の定義が広がられています。具体的には、普通株式総数の10%超を保有する株主、その委任代表者及びそれらの関係者と会社との取引が関係者間取引の1つとされており、会社の最終の貸借対照表上の総資産の35%(又は定款でより少ない比率を規定した場合は当該比率)以下に相当する価値のある契約又は取引の場合は取締役会で、その他の場合は株主総会で、それぞれ承認を得ることが必要とされます²⁰。そのため、これまでは関係者間取引に該当しなかった取引であっても、新企業法のもとでは、取締役会又は株主総会の決議が必要な取引となる可能性がある点には留意が必要です。

8. 利害関係者の開示義務

新企業法では、株式会社に、企業法に基づく利害関係者、及び当該利害関係者と会社の各取引の一覧を作成し、随時更新する義務が課せられました。また、取締役、監査役、社長及びその他の管理者は(a)自己が出資持分を保有する企業の情報、及び、(b)自己の関係者が共同で又は単独で定款資本の10%を超える出資比率を有する企業の情報を開示しなければならないとされています²¹。



【世界遺産のミーソン遺跡】

¹⁸ 新企業法第72条及び第161条

¹⁹ 現行企業法(Law on Enterprises (Law No.60-2005-QH11))第120条

²⁰ 新企業法第162条

²¹ 新企業法第159.2条

当該利害関係者の情報の開示義務は、現行企業法と比較すると大幅な改正となりますが、これにより、株主の保護が強化されることが期待されています。

次号では、M&A やコーポレートガバナンスに関する企業法及び投資法の主な改正点を解説します。



むとう しろう
武藤 司郎

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 弁護士

s_muto@jurists.co.jp

1994年弁護士登録。2005年ニューヨーク州弁護士登録、2012年ベトナム外国弁護士登録。
1996年～2000年まで国際協力事業団の長期専門家としてベトナム司法省に駐在。2012年～2013年 Asia Pacific International Law Firm(APAC)への出向を経て2013年より当事務所ハノイ事務所駐在。



ふくざわ みほこ
福沢 美穂子

西村あさひ法律事務所 弁護士

m_fukuzawa@jurists.co.jp

2000年弁護士登録。2011年ベトナム外国弁護士登録。2012年1月まで当事務所ホーチミン事務所駐在。ホーチミン日本商工会労働雇用委員会委員。ベトナムを中心とする東南アジアにおける案件に携わる。



チョン フウグー
Truong Huu Ngu

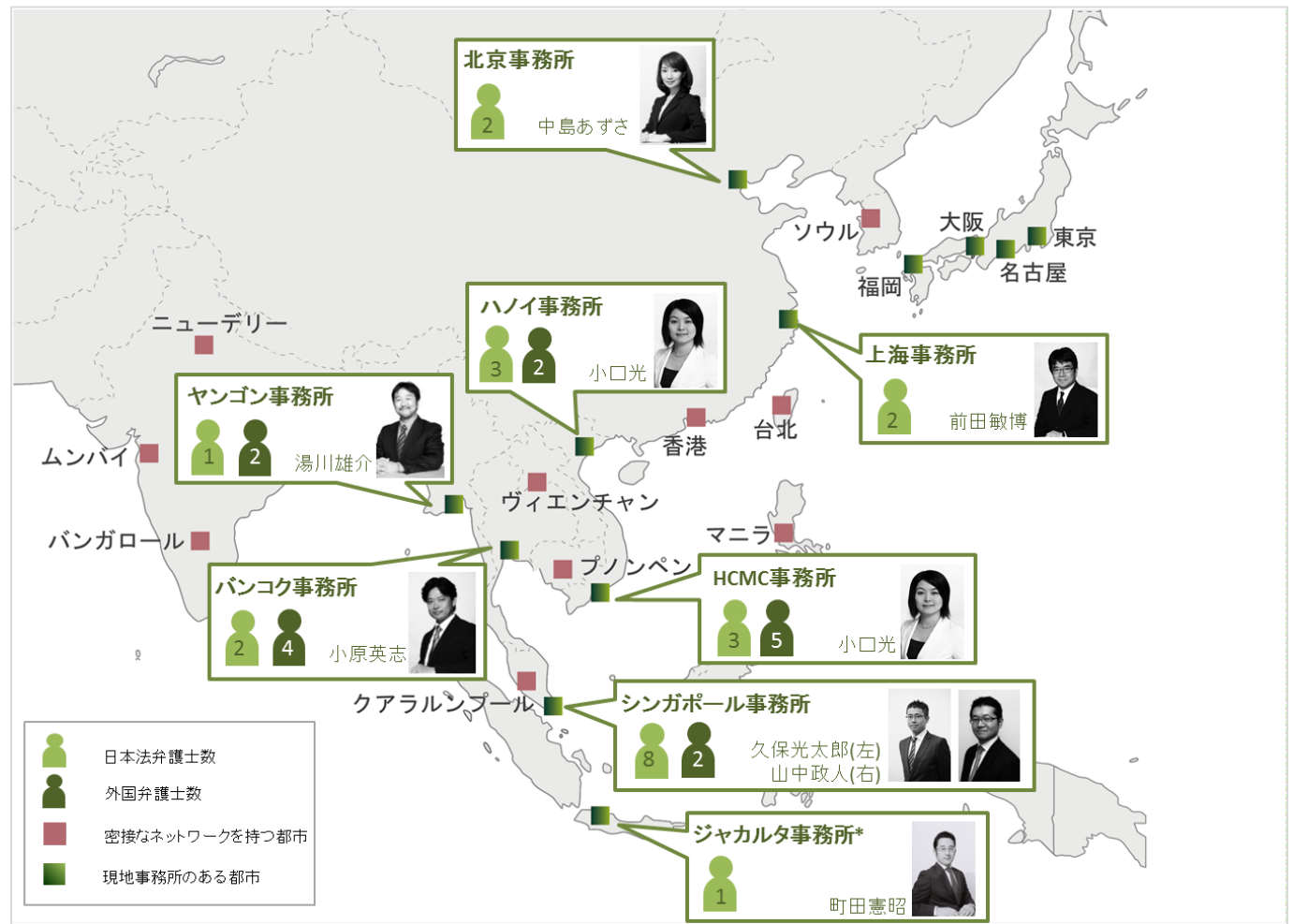
西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー

truong.huu.ngu@juristoverseas.com

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ホーチミン市のロゴス法律事務所など約4年の実務経験を経て、2011年に西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所入所。

監修：小口光(ハノイ事務所/ホーチミン事務所代表)

西村あさひ法律事務所 海外事務所のご案内



バンコク事務所
Tel: +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@juristoverseas.com

小原英志(代表)、下向智子
ジラボン・スリワット、アティターンポーン・
ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオーム
アピンヤー・サーンティカセーム

北京事務所
Tel +86-10-8588-8600
E-mail info@juristoverseas.cn

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

上海事務所
Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@juristoverseas.cn

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

ハノイ事務所
Tel +84-4-3946-0870
E-mail info_hanoi@juristoverseas.com

小口光(代表)、武藤司郎
廣澤太郎
グエン・ティ・タン・フォン
ブイ・ヴァン・クワン

ホーチミン事務所
Tel +84-8-3821-4432
E-mail info_hcmc@juristoverseas.com

小口光(代表)、大矢和秀
平松哲、ヴレ・バン、ハー・ホアン・ロック
チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン
カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン

ジャカルタ事務所* *提携事務所
Tel: +62-21-2933-3617
E-mail: info_jakarta@juristoverseas.com

町田憲昭

シンガポール事務所
Tel: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristoverseas.com

久保光太郎(共同代表)、山中政人(共同代表)
佐藤正孝、宇野伸太郎、内藤雅子、煎田勇二
眞榮城大介、吉本智郎
イカング・ダーヤント(インドネシア法弁護士)
シャロン・リム(マレーシア法弁護士)

ヤンゴン事務所
Tel: +95-(0)1-382632
E-mail: info_yangon@juristoverseas.com

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン
スエー・イエ・ミン・ミヤツ

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。